

「インド：2010年度予算案における税制改正」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドの2010年度予算では、物品税の基本税率が現在の8%から10%に引き上げられた。大型車、マルチ・ユーティリティー車、スポーツ・ユーティリティー車の物品税は2ポイント引き上げられ22%となった。企業内で行われた研究開発費の税額控除は150%から200%に拡大される。太陽光・太陽熱発電のための初期設置装置の関税率を5%とし、物品税を免除している。

2月26日、ムカジー財務相は、2010年度予算案(2010年4月～2011年3月)を国会に提出した。

歳出総額は11兆875億ルピー(約21兆4,000億円)と、前年度予算の改定予想値比8.5%増加。GDP比の財政赤字額は5.5%に縮小する見込みとなっている。

歳出の中身を見ると、インフラ関連支出では、道路整備向けが1,989億ルピー(約3,838億円)と前年比13%増加している。

【インド】2010年度予算案

(億ルピー)

	2008年度 実績	2009年度 予想	2009年度 改訂予想	2010年度 予算案
	2008- 2009 Actuals@	2009-2010 Budget Estimates	2009-2010 Revised Estimates	2010-2011 Budget Estimates
1. Revenue Receipts (2+3)	54,025.9	61,449.7	57,729.4	68,221.2
2. Tax Revenue (net to Centre)	44,331.9	47,421.8	46,510.3	53,409.4
3. Non-tax Revenue	9,694.0	14,027.9	11,219.1	14,811.8
4. Capital Receipts (5+6+7)	34,369.7	40,634.1	44,425.3	42,653.7
5. Recoveries of Loans	613.9	422.5	425.4	512.9
6. Other Receipts	56.6	112.0	2,595.8	4,000.0
7. Borrowings and other Liabilities	33,699.2	40,099.6	41,404.1	38,140.8
8. Total Receipts (1+4)	88,395.6	102,083.8	102,154.7	110,874.9
9. Non-plan Expenditure (10+12)	60,872.1	69,568.9	70,637.1	73,565.7
10. On Revenue Account of which,	55,902.4	61,883.4	64,194.4	64,359.9
11. Interest Payments	19,220.4	22,551.1	21,950.0	24,866.4
12. On Capital Account	4,969.7	7,685.5	6,442.7	9,250.8
13. Plan Expenditure (14+15)	27,523.5	32,514.9	31,517.6	37,309.2
14. On Revenue Account	23,477.4	27,839.8	26,441.1	31,512.5
15. On Capital Account	4,046.1	4,675.1	5,076.5	5,796.7
16. Total Expenditure (9+13)	88,395.6	102,083.8	102,154.7	110,874.9
17. Revenue Expenditure (10+14)	79,379.8	89,723.2	90,635.5	95,872.4
18. Capital Expenditure (12+15)	9,015.8	12,360.6	11,519.2	15,002.5
19. Revenue Deficit (17-1)	25,353.9	28,273.5	32,906.1	27,651.2
	-4.5	-4.8	-5.3	-4.0
20. Fiscal Deficit(財政赤字) {16-(1+5+6)}(GDP比の赤字額)	33,699.2	40,099.6	41,404.1	38,140.8
	-6.0	-6.8	-6.7	-5.5
21. Primary Deficit (20-11)	14,478.8	17,548.5	19,454.1	13,274.4
	-2.6	-3.0	-3.2	-1.9

(出所)インド政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

今回の予算案で発表された主要な税制の改正は以下の通り。

1. 直接税

○個人所得税

個人所得税率は、以下の税率により、賦課年度（前年度）の所得に対し算定される。

所得金額（ルピー）	税率
0～16万	0%
16万1～50万	10%
50万1～80万	20%
80万1～	30%

○内国法人に対する超過税

内国法人に対する超過税（※）を現在の10%から7.5%に軽減する。

※超過税＝総課税所得額が1,000万ルピー超の場合、通常税率で算出された税額に対して追加で課される。

○最小代替税（MAT=Minimum Alternate Tax）

最小代替税を現在の15%から18%に引き上げる。

※最小代替税＝税法の規定に従って計算した税額が、会社法規定により作成した損益計算書の当期利益の18%より小さい場合、18%分を最小代替税として納付するもの。最小代替税には、超過税、教育税等も賦課される。

○研究開発促進

全ての分野における研究開発を促進するために、企業内で行われた研究開発費の税額控除を150%から200%に拡大する。国営研究所、大学、研究機関で実施されたものの税額控除を125%から175%に拡大する。

認定された社会科学分野調査や、統計調査に用いた費用について125%の税額控除を認める。また認定された調査収入は免税とする。

○監査対象所得額引き上げ

監査対象となる所得額を、企業活動については600万ルピー（約1,158万円）、専門家については150万ルピー（約290万円）に引き上げる。

2. 間接税

○物品税 (Central Exise Duty) 基本税率引き上げ

現在 8%の物品税を 10%に引き上げる。

○自動車の物品税の引き上げ

大型車、マルチ・ユーティリティー車、スポーツ・ユーティリティー車の物品税を 2 ポイント引き上げ 22%にする。

○石油製品

石油製品の基本税率は、原油 5%、ディーゼルと石油 7.5%、石油精製製品 10%に据え置く。石油とディーゼル物品税は 1 リットル当たり 1 ルピー引き上げる。

○農業関連

機械によるハンドリングシステム、パレットによる収納システム、穀物・砂糖用倉庫については輸入関税を 5%にすると共に、機器の据付のためのサービス税を免除する。

インド国内で生産されていない特定の農業機械の輸入関税率を 5%とする。

農業関連セクターにおいて製品の保存・保管・加工を行う特定機器については、物品税を免除する。また、保管に関連するサービス税を免除する。

農業で使用されるトレーラー、セミ・トレーラーの物品税を免除する。

プランテーションに使用する特定の機械についての関税免除と相殺関税の免除を 2011 年 3 月 31 日までに延長する。

農業用の種子のテストと認証に関わるサービス税を免除する。

穀類・豆類のトラック輸送のサービス税を免除する。

○冷蔵倉庫関連

プレ冷蔵施設を含む農産品関連の冷蔵保管、冷蔵室、プロセス室について輸入関税を 5%に軽減すると共に、初期据付と拡張のためのサービス税を免除する。

○冷蔵運搬関連

冷蔵車 (refrigerated vans or trucks) のための冷蔵ユニットの輸入関税を免除する。

○物品税の支払時期

小規模製造企業のキャッシュ・フローを支援するため、資本財購入に関わる物品税の支払を年 1 回または四半期に 1 回にすることを認める。

○太陽光・太陽熱発電装置、地熱利用

太陽光・太陽熱発電のための初期設置装置の関税率を 5%とし、物品税を免除する。地熱ヒート・ポンプの基本関税、特別追加税を免除する。

風力発電装置に必要な数品目について物品税を免除する。

○LED ライト

コンパクト蛍光灯用の LED ライトの物品税を 8%から 4%にする。

○電気自動車

電気自動車の製造を支援するために、部品輸入関税を 4%とする。また、幾つかの重要部品については、基本関税、追加関税を免除し、相殺関税も 4%を適用する。

○太陽光人力車 (Soleckshaw)

人力のみで走る通常的人力車を、太陽光発電も使う「太陽光人力車」に置き換えるために、物品税を 4%にし、重要部品の輸入関税を免除する。

○堆肥化可能ポリマー

堆肥化可能ポリマーの基本関税を免除する。

○モノレール

都市交通プロジェクト用のモノレールの輸入関税を 5%とする。

○道路建設機器

特定の中古道路建設用機器について、減価償却後の価格で輸入関税を計算することを認める。

○携帯電話関連

国内の携帯電話アクセサリ会社をサポートするために、バッテリー充電器、ハンドフリー・ヘッドフォンの基本関税、相殺関税、追加関税の免税を 2011 年 3 月 31 日までに延長する。

○医療器具等

全ての医療器具について、基本関税 5%、相殺関税 4%、追加関税免税を適用する。医療器具製造会社については、基本関税 5%、相殺関税と追加関税を免除する。

リハビリ用器具や体をサポートする器具の輸入関税免除を継続する。

整形外科用のインプラント用の特定部材の輸入関税を免除する。

○貴金属

金とプラチナの関税を 10 グラム 200 ルピーから 300 ルピーにする。

銀の関税を 1kg1,000 ルピーから 1,500 ルピーにする。

宝石研磨に使用するロジウムの基本関税を 2%に減じる。

金鉱石の基本関税を、現在の輸入価格の 2%から、10 グラム 140 ルピーし、追加関税を免税とする。精錬された金鉱石については、現在の輸入価格の 8%の関税を 10 グラム 280 ルピーとする。

○スポーツ用品

スポーツ用品用の原材料のいくつかについて、輸入関税を免除する。

○電子レンジ

電子レンジ製造の重要な材料であるマグネトロンの輸入関税を現在の10%から5%にする。

○靴

個人用の靴の無税サンプル輸入枠について、従来の年間10万ルピーを、年間30万ルピーに拡大する。

○携帯電話、腕時計、ガーメント

携帯電話、腕時計、ガーメント (ready-made garment) について、特別追加関税を免除する。

3. サービス税

○サービス税は10%で据え置く

○これまで課税対象となっていなかったいくつかのサービスにサービス税を賦課する。詳細は追って発表される。

○IT、BOP (Business Process Outsourcing) のサービス輸出に関わるリファウンドを円滑に行えるようにする。

○オンラインでニュースを提供する会社のうち条件を満たす場合、サービス税を免除する

《参考サイト》インド政府予算サイト

<http://indiabudget.nic.in/>

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 C I B グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京) 03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。